

危機管理マニュアル

枚方市立第一中学校

令和7年4月改訂

【目 次】

I 事件・事故への基本的な考え方 …… 1ページ

II 事件・事故への具体対応策 …… 2ページ

III 枚方市立第一中学校避難経路図 …… 6ページ

IV 水泳指導及びプール管理安全マニュアル …… 7ページ

V 枚方市立第一中学校 校区安全マップ …… 12ページ

VI 『特別警報』または『暴風警報・暴風雪警報・洪水警報』発表時の措置について
…… 13ページ

VII 地震発生時における学校の対応について …… 14ページ

VIII 食物アレルギー対応チェック方法 …… 15ページ

I 事件・事故への基本的な考え方

1 学校における危機管理とは

学校では生徒の心身の安全に配慮して教育活動を行っているが、事故（体育や部活動など）、犯罪被害（不審者など）、交通事故など予測できない事件・事故が多様に発生している。その際、適切な対応がなされていないと、子どもの成長に影響を与えたり、保護者・地域の信頼を失ったりしてしまう。

学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに生徒の生命や身体を守るかを事前に定め、組織的・計画的に行動するものとする。ただし、事態は常に変化していくので、状況に応じて臨機応変に対応が求められる。

2 危機管理の種類

予測される事態（起きていないことも含む）、本校で起きた過去の事例から、危機管理は、危機管理の種類をおおむね次のものに分類できると考え、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して行動する。

事前（予防）に重点をおき、対応時には事後の危機管理で生徒の心のケア等につながることを意識して対応する。

- 自然災害（地震、火災、風水害等）
- 学校事変（教育活動中の事故、施設・設備のトラブルによる事故、休憩時間の遊びに関する事故等）
- 食中毒・流感・伝染病等
- 盗難・不審者等の侵入
- 教職員に係わる事件・事故（子どもへの体罰や暴行・セクハラ、行方不明、非行、公務災害等）
- 子どもに係わる事件・事故（教師への暴行、非行、家出、自殺等）
- その他（人間関係のトラブル、苦情電話、指導上のトラブル）

(1) 予防のための危機管理

想定される生徒の諸問題や事件・事故に対する事前の対応策を考え、事態が大きくならないように図る。

ア 早期発見のための点検・調査

- ・不登校、いじめ、非行、問題行動等 — 日常的、定期的な観察、アンケート等による状況把握
- ・故障した設備の修繕、注意喚起

イ 日常の教育活動の点検

- ・生徒の自己肯定感を高める視点で、学級集団づくり、授業づくり、学級活動、学校行事を実施することで、問題行動を減らしていく

ウ 組織的に動く体制の確立

- ・本校では生徒指導部を中心に、問題事象に組織的に対応する
- ・生徒にかかわることについては、教職員1人で抱え込まず、複数の対応で情報を共有する

(2) 発生後および事後対応の危機管理

ア 情報の収集・集約

- ・教職員の経験のみならず、法的な根拠をもとに対応することを確認する。

イ 報告・連絡

- ・情報を集約・整理し、教育委員会への報告を行い、必要な指示を受けること。事後に最悪のことを想定し、学校としてすべきことを実施すること。

ウ 情報の発信

- ・問題事象が発生時には、保護者をはじめ解決に向けての進行状況を必要に応じて提供すること。生徒第一の視点を忘れずに、誠実に情報を出すこと

エ 記録の作成

- ・学校が対応してきたことを時系列に記録し、発生後の対応・指導に不備がなかったかを確認・点検する。

オ 事後指導・対応

- ・問題が発生後には、対象生徒及び事後指導が必要となるので、保護者等への事後報告、指導の協力依頼を早急に丁寧に行う。また、事件・事故に伴い学校の指導の在り方、教室の運用方法の改善など見つめ直しを行う。

カ 再発防止のための手立て

- ・生徒の心のケア、再発防止を考え、状況に応じて関係機関・専門機関に協力を要請する。

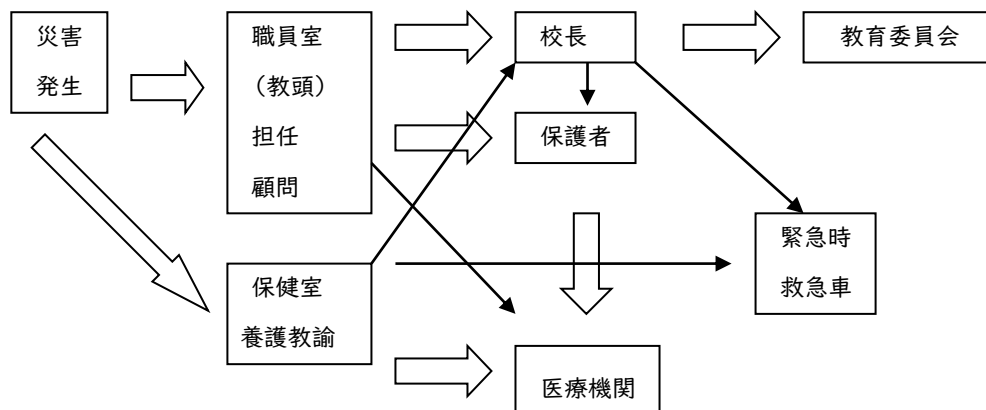
II 事件・事故への具体対応策

1 平常時の処置

教育環境の整備、改善

- ・危険物、危険箇所の除去
気付いたときに速やかに修繕、立ち入り禁止をする

2 事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



3 個別の危機管理

(1) 交通安全

【予防】

- ・春の交通安全運動より、校区の危険箇所を把握し、生徒に交通危険箇所の自覚を促す
- ・自転車安全教室の実施(1年生 枚方警察)

【事後対応】

- ・終礼での連絡、生徒指導たよりを通し、危険箇所・自動車等の危険往来の周知し、危険回避を意識させ、事故防止を図る

(2) 地震に対する危機管理

- ア 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとるので、市ホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

イ 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所の確認をする。

ウ 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて対応する。

(詳しくは枚方市及び学校のホームページ・学校ブログで確認 ミルメールの配信)

【予防】

- ・避難場所と避難経路の確認

- ・押さない！ 走らない！ しゃべらない！ もどらない！ 近寄らない！ の原則を貫く。

- ・避難訓練

年に1度は地震を想定した訓練を実施する。地震は通常の教室だけでなく、特別教室でも遭遇すること
を想定させた身の守り方(頭部)を実践させる。

【発生時の対応】※学校における避難過程

- ・丈夫な机に身をかくす。(あわてて戸外へ飛び出さない)

- ・通報を聞く、又は関知したらすぐに頭部を守り、机より身体を低くする。

火の始末をする。→ガス栓をしめる。

担当の教師の指示により、避難を開始する。

- ・帽子等をかぶる頭部を守りながら、校舎の軒下をさけて避難場所へ移動する。

- ・教師は、出席記録表を持って最後につづく。

人員点検及び人数確認。

- ・担任・授業担当者は、人員を掌握し、異常の有無を各学年主任へ報告。

- ・学年主任は、学年の異常の有無を教頭に報告。

(3) 火災の危機管理

【予防】

- ・その対策を練り、常に安全のための訓練を行うとともに、火気、電気、薬品等の取り扱い設備には細心の注意を払い、学校内のプールの満水に留意し、消化器等の充実に努力する。又校内の各消火栓が使用可能かどうか点検する。

- ・避難訓練

年に1度、火災発生場所を指定して実施。火災発生場所次第で通常の避難経路とちがう経路になることを想定した避難経路をとれるか確認する。

【発生時の危機対応】

心得

- ・出火を発見したらすぐ119へTEL(火元の町名、番地、目標を告げる。)

学校所在地(枚方市渚東町2番1号)、

学校代表電話(050-7102-9180 非常電話 072-840-2084)を

告げられるように覚えておく。

- ・消化器の点検(出火より3分間以内初期消火活動をめざす。)

- ・避難は敏速に行う。

- ・あらかじめ避難場所と避難経路(2カ所以上)を確認しておく。

- ・煙に注意する。ハンカチを口と鼻にあて、呼吸を小さく姿勢を低くして急ぐ。

(煙は上に3~5m/sec 横に0.5~1m/sec)で避難する。

- ・配慮が必要な人、お年寄りに対する援助を考えておく。

(4) 気象警報発表に伴う危機管理

特別警報および暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が気象庁より発表されている場合は解除されるまで、生徒は自宅待機とする。また在校中に発表された場合は、風の強度・雨量・校区内道路の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校させる、校内に待機させるなど、適切な措置を講じる。

(5) 非常措置

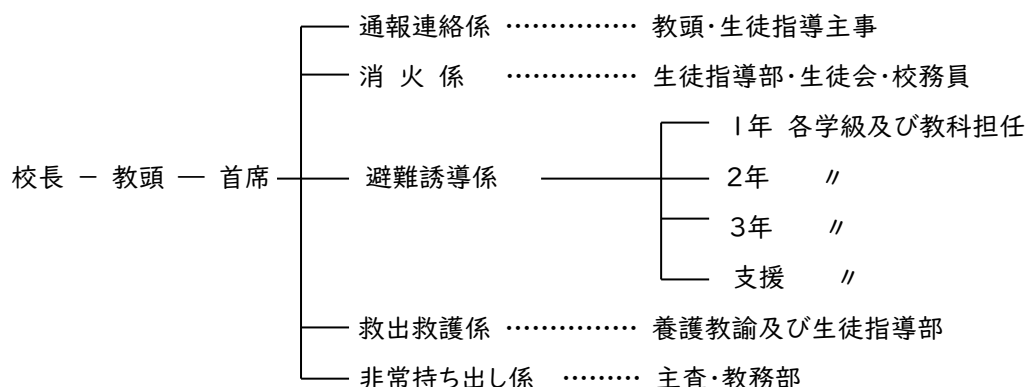
非常事態出現に際しては、直ちに関係当局に急報するとともに、校長、教頭を中心として時機に適した対策を講ずるが、教職員・生徒は一応の分担により平常より訓練を実施する。

○避難訓練の実施

・火災、地震及び不審者侵入に対しての避難訓練を実施する。

○非常時の分担

自衛消防組織



火気取締責任者

場 所	氏 名	場 所	氏 名
校長室	棧 敷	管理棟	宮 川
保健室	神 谷	職員室	宮 川
校務員室	東	会議室	宮 川
被服調理室	児 玉	音楽室	長 石
技術室	松 原	図書室	眞 山
美術室	長 副	理科室	山 川
2号棟	野 口	体育館	沼 守
3号棟	宇 野 浩	視聴覚室	今 堀
4号棟	橋 谷	放送室	奥 野
プール	沼 守	支 援 教 室	田中静・渡邊・岡本寿・ 田口・南野・中島・ 湊・前田
体育倉庫	沼 守	コンピュータ室	松 原
		施設管理人室	今井・山脇・山下・ 長澤・久保
		夜間・休日 火元責任者	今井・山脇・山下・ 長澤・久保

(6) 不審者等への対応

【予防】

ア 校門・校舎入口の管理・施錠手順

- ・校門については、施設管理人において7時に解錠・21時30分に施錠を行う。
(7時より前の解錠及び21時30分以降の施錠においては、教職員が行う場合あり)
- ・校舎入口については、施設管理人において7時30分に解錠・18時に施錠を行う。
- ・登校時、8時30分以降は、朝の立ち番の教職員により校門を閉めておく。

イ 来訪者チェック

- ・職員玄関へ誘導し、来訪者等は受付名簿への記載、及び名札の着用を行う。
- ・来訪者等にできるだけ声を掛け、要件を尋ねる。

ウ 校内外の巡視・巡回活動

- ・校門付近には防犯カメラを設置するとともに、管理職をはじめ、教職員で随時校内の巡回を行う。

【不審者侵入時の対応】

ア 不審者発見

・該当教室、その場に居合わせた教師

防犯ブザー・非常ベルまたはホイッスルを鳴らし、教室又は近くの生徒を職員室へ避難させる。
その時、できるだけ不審者を刺激しないようにする。その時、椅子やほうきなどで防御する。

・該当教室近くの教員

生徒をグラウンドに避難させる。避難させることが危険と判断した場合は教室で待機する。教員は、生徒の安全を確認し、現場へ駆けつける。

・現場に比較的近い教員

生徒を職員室に避難させ、現場に駆けつける。

イ 職員室で連絡を受けた時

・校長（又は教頭、不在の時は生徒指導主事）

警察へ通報すると共に、負傷者の有無を確認し、必要に応じて救急車の手配をする。

・教頭（不在の時は校長）

授業中……………教室の施錠をするように放送を入れる。

休み時間・放課後……グラウンドにいる生徒は、校外に避難するように放送を入れる。

それ以外の生徒は、教室に避難し施錠するように放送を入れる。

その後、現場に駆けつける。

・教員（生徒指導主事を含む）

該当教室、現場に駆けつける。

・養護教諭・校務員

負傷者がいる場合は、応急手当を行う

ウ 放送で連絡を受けた時

・教員

授業中……………教室を施錠し、全生徒の安全確認を行い、現場に駆けつける。体育の授業中は生徒をグラウンドに待機させる。

休み時間・放課後……直ちに現場に駆けつける。

エ 現場に駆けつけた時

・教員

教頭（不在の時校長）又は、生徒指導主事の指示で行動する。

オ 不審者を確保した時

・教員

職員室に戻り連絡する。安全が確保できていればグラウンドに生徒を集合させる。放送は、連絡に戻った教員が行う。

カ 不審者が警察に連行された後

・教員

生徒をグラウンドに集合させ、担任は点呼をし、生徒の確認を行う。学年主任は学年全体を確認し、生徒指導主事に報告する。

放課後の場合、校内で確認出来ない生徒は、家庭連絡をして確認する。

【凶器を持った不審者侵入時の行動】

・授業時

不審者が侵入した教室の生徒……職員室に避難する。

それ以外の生徒……………放送の指示で教室の施錠をし、教室で待機する。

※先生の指示で避難することもある。（体育時はグラウンド待機）

・休み時間・放課後

不審者近くの生徒……………職員室へ連絡する。

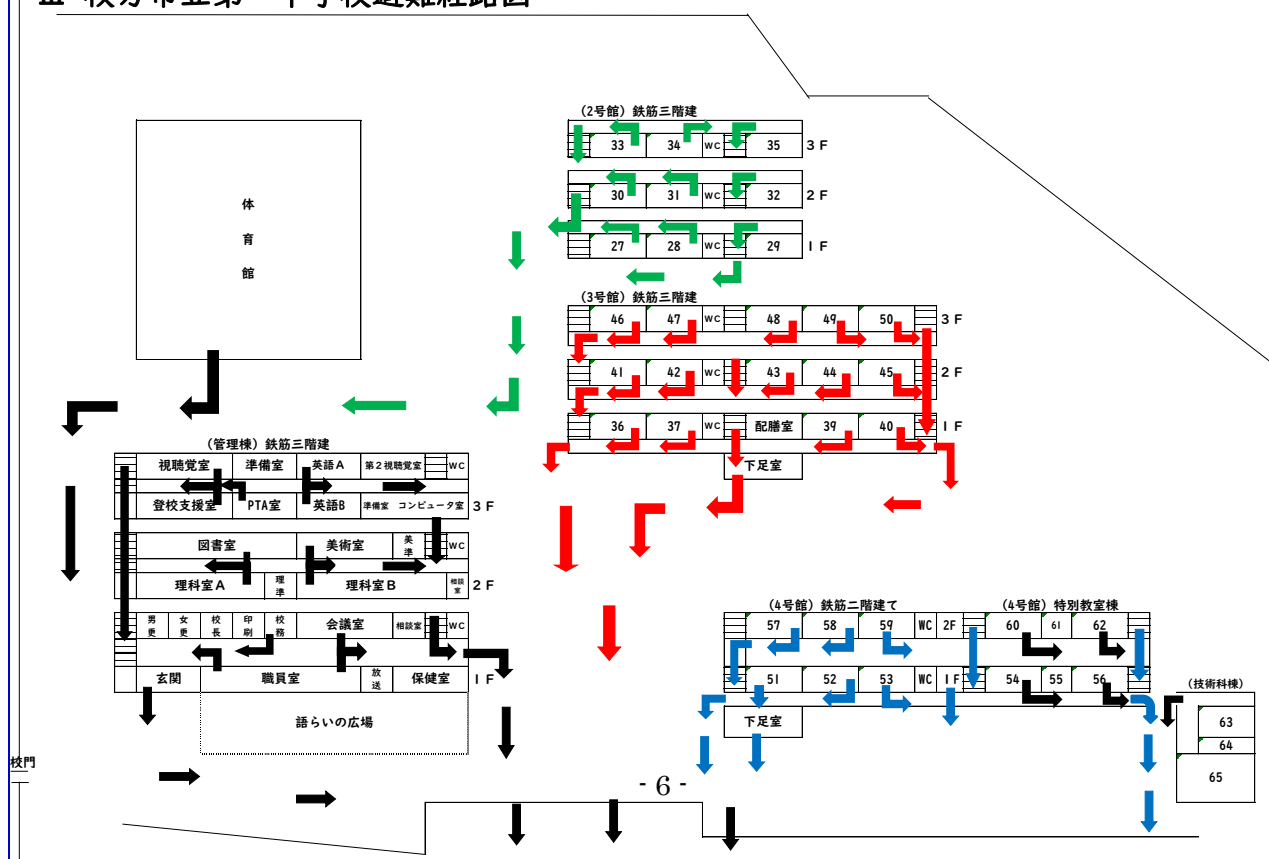
グラウンドにいる生徒……………校外に避難する。

それ以外の生徒……………放送で教室へ避難し、教室を施錠する。

※放送の指示をよく聞くこと。

※不審者を刺激しないように、冷静に行動すること。

Ⅲ 枚方市立第一中学校避難経路図



Ⅳ 水泳指導及びプール管理安全マニュアル

「水泳の授業」は、運動量が多いので、身体に異常、特に心臓などに異常がある場合には、運動量を調節したり、運動を禁止したりする処置をとる必要がある。なお、特異的な疾病でなくても、普通に風邪をひいた、目、鼻、喉の病気になったときなどは、その都度適切な処置をとらなければならない。

また、泳ぐときのルール、マナーの教育、水泳プールの水質管理、施設・設備の管理を怠ると、思わぬ事故や疾病（特に感染症）などを招く結果になる。そのため、役割分担をはっきりと定め、組織的な活動によって各種の基準を守り、事故を未然に防ぎ、安心・安全な「水泳の授業」にすることが大切である。

Ⅰ 緊急時の対応の手順（安全指導）

（１）状況把握とその対応

- ア 事故発生に気付いたら、当該生徒をすばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- イ 意識の有無などの状況を迅速に把握し、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等をする。
- ウ 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員又は児童に職員室と保健室への連絡を指示する。
- エ 救急車には教職員が同乗する。
- オ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、生徒たちの混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

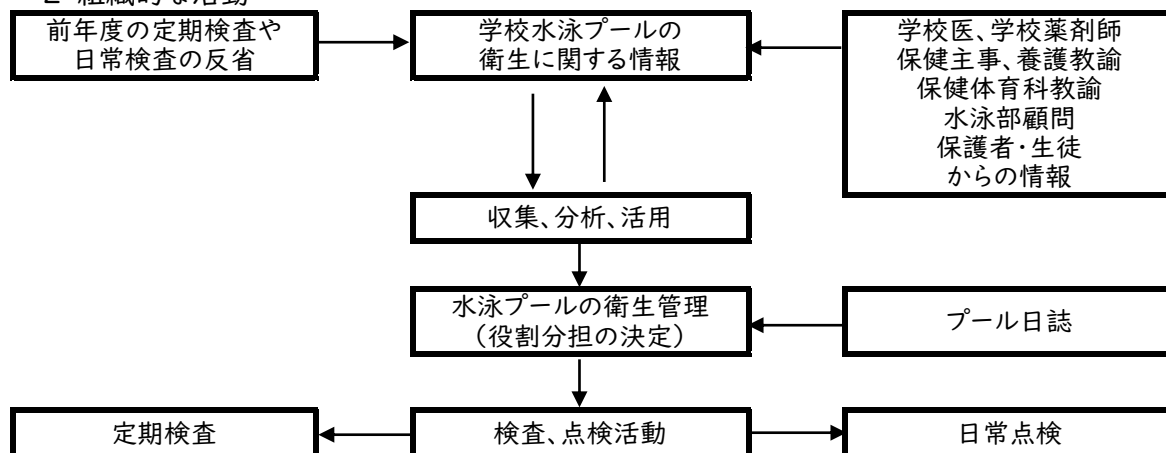
（２）保護者への連絡、教育委員会への報告

- ア 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- イ 校長と担当教員は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ウ 校長は教育委員会に報告する。

（３）事後措置

- ア 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- イ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ウ 事故生徒ならびに他の生徒の心のケアに努める。

２ 組織的な活動



3 緊急対応について

(1) 通常対応(施設管理)

- ア 排(環)水口の蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸込み防止金具等を設置するなど、いわゆる二重の安全対策を施す。
- イ 排(環)水口の二重の安全対策の確実な実施を、プールの使用期間前の点検や日常の点検において、目視だけでなく、触診、打診等により確認するとともに、問題があることが判明した場合は、迅速かつ適切に修理や物品の交換等の対策をとる。
- ウ 清掃や点検のため排(環)水口の蓋等をはずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行う。
- エ 教職員は生徒に、排(環)水口の危険性を理解させ、周辺で危ない行為をしないよう指導するとともに監視を行う。
- オ 救命処置やAEDを用いた心肺蘇生法の技術を習得する。

4 水泳プールの衛生管理について

(1) プールの運営に際して

- ・衛生的で安全であること
- ・水泳指導の能率を高めること

(2) プール開始前の準備

- ・入水生徒の健康診断
- ・浄化装置と付属施設の点検整備
- ・プールの清掃

(3) プールの検査

- ・定期検査 6～10月プールの使用時に行う
 - プールの構造大きさ水質
 - 付属施設管理状況、浄化消毒設備
 - 日常の管理状況
- ・日常検査 プール使用中毎日行う
 - 水質
 - プールと付属施設の使用状況、設備の故障点検
 - 入泳者の管理状況

(4) プールの衛生管理について

- ・プールで感染する病気、その対策
 - アデノウイルス感染症(プール病)、咽頭結膜熱(プール熱)
 - 流行性角結膜炎(プール性眼病)、皮膚病
 - 感冒諸疾患、消化器伝染病

- ・プール水の汚染の原因

- ・プール水の汚染の防止

(5) プール水の消毒

- ・プール水の基準(学校環境衛生の基準)

給水源水飲料水の基準に適合するものが望ましい

水素イオン濃度 pH 値 5.8 ～ 8.6

濁度 2 度以下

循環ろ過装置の出口 0.5 度以下、0.1 度以下望ましい

遊離残留塩素 0.4mg/L 以上であること 1.0mg/L 以下であることが望ましい

過マンガン酸 12mg/L 以下

カリウム消費量

総トリハロメタン 0.2mg/L 以下であることが望ましい

大腸菌群検出されてはならない

一般細菌数 1mL 中 200 コロニー以下

・残留塩素の測定法

DPD法またはそれと同等以上のもの

・消毒に用いる薬剤

塩素ガス

次亜塩素酸ナトリウム(液)

次亜塩素酸カルシウム(顆粒、錠剤)

塩素化イソシアヌール酸(ナトリウム・カリウム)(顆粒、錠剤)

(6) プール源水

・上水道

(7) プール日誌

・毎日記入する

(8) 安全管理

・プール施設・設備の安全点検

・救命器具、救急材料の設置

a. ロープ 2～3m、2本

b. 竹竿 2～3m、2本

c. 厚板、浮袋、2～3個

d. 担架、毛布、救急箱

e. 校医と救急車の電話番号

5 水泳プールの水質管理について

(1) ppm とは、Parts Per Million の略で百万分のいくつかを示す単位で、微量成分の含量を表すのに用いる。残留塩素 1 ppm とは、水 1 m³ に塩素が 1 g あることを意味する。

(2) pH とは、水素イオン濃度ともいい、溶液中に含まれる水素イオンの量を示す指標であって、溶液が酸性かアルカリ性であるかを示す尺度として使われている。pH 値が 7 より小さければ酸性、7 より大きければアルカリ性で、7 であれば中性である。

(3) プールに持ち込まれる汚れの主なものは、汗、垢、ほこり、髪の毛、病原性細菌、大腸菌、アデノウイルスなどであるが、それらの汚れをどのようにして持ち込まさないかを考えねばならない。また、汚れが持ち込まれたら、これをどのように処理するかも考えねばならない。これが、水泳プールにおける水質管理のポイントである。

- (4) 水泳プールで感染する病気は、ほとんど入泳者によって持ち込まれる。このなかでも、ウィルスによる夏風邪、結膜炎などが多く、なかでもプール病と言われるものは、アデノウイルス感染症によるもので、プールでうつる病気のなかで最も危険である。アデノウイルスによる感染症には、主に咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、急性気道疾患などの症状がでる。これらは人の便、のど、目などからプール水中に持ち込まれるもので、衛生的に十分な配慮が必要である。
- (5) シャワーは身体を水に慣らす目的だけでなく、身体に付着している汗や垢などを洗い流すことができる。入泳者がシャワーの通過時間を十分とるよう指導する。
- (6) プール水の殺菌消毒は、文部科学省学校環境衛生の基準では、残留塩素濃度は遊離残留塩素で、 $0.4 \sim 1.0\text{mg/l}$ となっている。また、厚生労働省通達によると、遊離残留塩素で 0.4mg/l 以上、 1.0mg/l 以下が望ましいと定められている。この通達を守るため、プール水の殺菌消毒は、塩素で行う。一般に塩素剤は水に溶けると次亜塩素酸ができるが、これを遊離残留塩素といい、強い殺菌効果を表す。これに対して、水中の有機物と結合して生成した物質をクロラミン（結合塩素）というが、殺菌効果は極めて弱くなる。
- (7) 残留塩素の測定は、プールの水質管理において、最も重要な項目の一つである。したがって、プール水の採取はプールサイドの一点でなく、プールの対角線上の3点を選び、しかも表面および中層の水について測定する。測定法には一般的な方法として、DPD 法による比色法がある。DPD 法では、ピンク色を呈するがこれは遊離残留塩素で、1分以内に測定する。また、これにヨードカリを加えるとさらに1分後に色が濃くなる。これが総残留塩素である。したがって、総残留塩素から、遊離残留塩素を差し引いたものが結合残留塩素ということになる。
- (8) 水泳の循環ろ過の目的は無換水プールにおける水の清浄化である。したがって、塩素剤での殺菌消毒とともに、水泳プールの水質管理に重要な役割を果たすものである。

・けい藻土ろ過式

ろ布にけい藻土を付着させて、これに通水してろ過する型式で、清澄度が極めて高い。ただ、ろ剤のけい藻土の脱着が面倒なことから、逆洗による排水の処理が問題になる。

- (9) 空気中には藻類の胞子が無数にある。雨の日などプールを使用しない時、塩素消毒を怠ると2～3日で藻が発生する。一度発生したものは除去が困難である。雨の日でも塩素は切らさないようにする。
- (10) プール水温は、屋外プールでは $24 \sim 25^{\circ}\text{C}$ が適温である。 23°C 以下だと、体温の低下が著しく、水泳は好ましくない。

(11) シーズンはじめのプール清掃について

ア 水泳開始の約1週間前にプールの水をすっかり落として、そのまま天日に3日間干す。

イ よく乾いてからプールの側壁及び底の土、泥を十分掃き取る。

ウ よく掃き取った後に、次亜塩素酸ソーダ液を3倍に薄めた液をプラスチック製じょうろで一面に撒く。

エ 次に清水を流しながら、デッキブラシでよくこする。

オ 作業中はゴム長靴などを着用し、汚い水が衣服にかからないように注意し、特に目に入らないよう注意し、もし、誤ってかかったときは、速やかに水洗いする。

カ 清掃後の排水に当たっては、中和、または一晩放置するなどして、残留塩素の有無を確認して行う。

6 日常における環境衛生（日常点検）

日常点検は、主として次の事項につき、毎授業日に行い、常に次のような衛生状態を保つようにする。また、点検の結果改善を要すると認められる場合は、学校薬剤師等の指導助言を得て必要な事後措置を講じるように

する。

[水泳プールの管理]

- (1) プール水は、衛生的であり、かつ、水中に危険物や異常なものがなく安全であること。
 - ア 遊離残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定しその濃度は、どの部分でも0.4mg/l 以上保持されていること。また、1.0mg/l 以下が望ましい。
 - イ 透明度に常に留意しプール水は水中で3m離れた位置からプール壁面が明確に見える程度に保たれていること。
 - ウ 水素イオン濃度は、プール使用前1回測定し pH 値が基準値程度に保たれていることを確認すること。
- (2) 入泳前には、必ず排水口及び循環水の取り入れ口の堅固な格子鉄蓋や金網が正常な位置にネジ・ボルト等で固定(蓋の重量のみによる固定は不可)されている等安全であることを確認すること。また、柵の状態についても確認すること。
- (3) プールの附属施設・設備(足洗い、シャワー、洗眼・洗面及びうがい等の施設・設備及び専用便所)、浄化設備及び消毒設備等は、清潔に保たれており、破損や故障がなく適切に使用されていること。
- (4) 水泳する生徒等の健康観察を行うとともに、水泳プールに入る前に、足を洗い、シャワー等によって十分に身体を洗浄した後、入場させること。
- (5) 入泳人数、水温、気温、遊離残留塩素、透明度及び水素イオン濃度を測定しその結果を記録すること。排水口及び循環水の取り入れ口の安全確認の結果を記録すること。消毒剤の使用方法を記録すること。

[プール日誌]

- [1] 消毒剤使用状況使用薬剤名
- [2] プール使用前確認事項(残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定)
- [3] 附属施設設備等の管理・使用状況
- [4] 安全確認
 - 排水口の鉄蓋, 金網のネジ, ボルトの固定状態適・不適
 - 取り入れ口の鉄蓋, 金網のネジ, ボルトの固定状態適・不適
 - プール周辺の柵の状態適・不適

7 事後措置について

- (1) 構造、附属施設・設備及びその管理状況が不備なときは、速やかに改善または改造するなどの適切な措置を講じるようにする。
- (2) 消毒の方法または設備並びに水の浄化設備またはその管理状況に欠陥があるときは、直ちに改善するなどの適切な措置を講じるようにする。
- (3) 水質が不良のときはその原因を究明し直ちに改善を行うようにする。なお、大腸菌群が検出された場合は、塩素消毒を強化した後、再検査を行い、大腸菌群が検出されないことを確かめるようにする。
- (4) 入場者の管理が不良のときは、速やかに改善するなどの適切な措置を講じるようにする。

V 枚方市立第一中学校 校区安全マップ



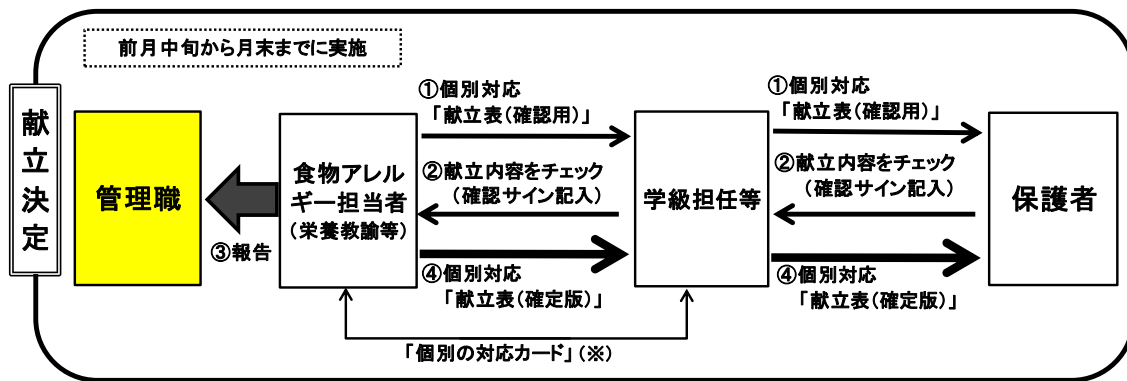
Ⅵ 『特別警報』または『暴風警報・暴風雪警報・洪水警報』発表時の措置について

			2025.4	
年度末保存				
			枚方市立第一中学校	
『特別警報』または『暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報』発表時の措置について				
特別警報	i. 枚方市に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	ii. 登校後に『特別警報』が発表されて場合は、原則として学校待機とし、状況に応じて教育委員会と連携して対応します。			
枚方市に『暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報』が発表された場合	午前7時現在	発表中	登校せず、午前9時まで自宅待機	
	午前9時現在	発表中	登校せず、午前10時まで自宅待機	
		解除	10時30分に登校 (3限目以降の授業を行います。)	給食はあります。
	午前10時現在	発表中	登校せず、正午まで自宅待機	
		解除	11時30分に登校 (4限目以降の授業を行います。)	給食はあります。
	正午現在	発表中	臨時休校	
		解除	13時15分に登校(5限目以降の授業を行います。)	
	■登校後、枚方市に『暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報』が発表された場合は、原則、学校に待機します。雨量・道路状況をふまえながら、土砂災害警戒情報の発表や、避難指示の発令等の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、複数人による下校となります。このような場合の対応について、帰宅後の生徒が困らないよう、各家庭であらかじめご準備願います。 なお、下校開始時においては、まなびポケット等でお知らせします。			
	■週休日(土曜日・日曜日)・祝日に枚方市に『暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報』が発表された場合の部活動については、原則中止といたしますが、警報が解除され部活動を行う場合、部活動ごとに各顧問からお知らせします。			

VII 地震発生時における学校の対応について

地震発生時における学校の対応について	
1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。	
状 況	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ
※留守家庭児童会室の対応について ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。 ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。 ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。 ※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。	

VIII 食物アレルギー対応チェック方法



【食物アレルギー対応 実施日の流れ】

